

9月1日から

臨時福祉給付金の 受付を開始します

消費税率の引き上げにより、大きな影響を受ける低所得世帯の方に対し、臨時福祉給付金を支給します。

●問い合わせ 福祉課 内線126

8月上旬に全世帯へ臨時福祉給付金のチラシを配布します。対象外の方にも配布されますがご理解をお願いします。

●基準日

平成27年1月1日

●対象

基準日に本町の住民基本台帳に記録されている方で、平成27年度分の住民税(均等割)非課税者

※住民税課税者に扶養されている方および生活保護などを受給している方(※1)は対象外

※1：生活保護、中国残留邦人等に対する支援給付、国立ハンセン病療養所等入所者家族生活介護費およびハ

ンセン病療養所非入所者給与金(援護加算金)を受給している方

●支給額

1人 6,000円

●申請手続

8月下旬に対象となる可能性がある住民税(均等割)非課税者へ、住民税非課税のお知らせ、申請書(請求書)、返信用封筒などを送付します。申請期間中に受付場所(役場西会議室1)へ持参するか返信用封筒で返送してください。

・受付場所への持ち物

申請書、添付書類(受付場所でのコピー可)、印鑑(認印可)

・郵送の場合

申請書、添付書類の写しを返信用封筒で返送

●添付書類

・本人確認書類(運転免許証、健康保険証、写真付き住民基本台帳カードなど)

※外国人は、全員の在留カードが必要

・振込先金融機関口座確認書類(通帳またはキャッシュカード)

※昨年度と同じ口座へ振り込む場合は不要

●申請期間

9月1日(火)

～12月1日(火)

●注意事項

①原則、申請期間外の申請は受付不可

②平成27年1月1日時点で東浦町に住民票がない方の申請は受付不可。平成27年1月1日時点で住民票があった市区町村で申請してください。申請期間

などは市区町村によって異なるため、申請先の市区町村に問い合わせてください。

③申請書は福祉課で配布または町ホームページからダウンロード可

④原則、現金による給付不可。口座がない方は相談してください(即日支払い不可)。

●住民税(均等割)が課税されない所得水準の目安

区分	非課税限度額
単身	93万円
夫婦	137.8万円
夫婦子1人	168.4万円
夫婦子2人	209.9万円

区分	非課税限度額	
単身	65歳以上	148万円
	65歳未満	98万円
夫婦	65歳以上	192.8万円
	65歳未満	147万円

町障害者手当を受けている皆さんへ

現在、手当を受けている方が次のいずれかに該当する場合は、届出が必要となりますので福祉課で手続きしてください。

●問い合わせ 福祉課 内線121

- ・名前、住所、振り込み先が変わったとき
 - ・受給者が死亡したとき
 - ・障害者入所施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームに入所したとき
- ※届出が遅れると手当を返還していただく場合があります。また、施設に入所していた方が退所した場合、再度受給するためには申請が必要です。